

令和5年版

# 環境白書

茨城県



## 環境白書の発刊にあたって



令和5年版環境白書をここに公表いたします。

環境白書は、茨城県環境基本条例に基づき、本県の環境の現況並びに環境の保全及び創造のために講じた施策をとりまとめた年次報告書です。

2023年7月の世界の平均気温は観測史上最も高くなり、「地球沸騰の時代が到来した」との懸念が示されているところであります。日本の各地でも記録的な高温が観測され、豪雨による自然災害が発生するなど、地球温暖化が要因と考えられる気候変動への対応は、喫緊の課題となっております。

そのような中、国は、2030年までの期間を「勝負の10年」と位置付け、必要な取組を進め、2050年までのカーボンニュートラルの実現及び2030年度における温室効果ガスの2013年度からの46%削減を目指しつつ、さらに50%削減の高みに向けた挑戦を続けていくこととしています。

本県においては、環境の保全と創造のための施策を総合的かつ計画的に推進するため「第4次茨城県環境基本計画」を令和5年3月に策定いたしました。環境の将来像として「豊かで魅力ある自然が守られ、持続可能で環境と調和した社会」を掲げております。

特に、本県の地球温暖化対策については、「カーボンニュートラル実現への挑戦」を基本理念として、本年3月に「茨城県地球温暖化対策実行計画」を改定し、温室効果ガスの削減目標値を産業、業務、家庭、運輸などの部門ごとに、野心的とされる国の目標値と同等に定め、排出削減等に取り組むことといたしました。

また、気候変動と密接な関係がある資源循環の取組については、県民への3Rの意識啓発を図るとともに、民間企業と連携し、プラスチック削減やフードロス削減に取り組むほか、地域との共生を図りながら新たな産業廃棄物最終処分場の整備を着実に進めてまいります。

さらに、自然と共生する社会の実現に向け、野生動植物の保護・管理や外来生物対策などを推進してまいります。

今後、民間団体や事業者、行政などが連携し、積極的な取組を進めることはもとより、私たち一人ひとりが環境問題を自らの問題としてとらえ、身近なところから環境保全活動を実践することが重要です。

本書が、本県の地域環境について理解を深め、環境の保全と創造に向けた取組を進めていく上での一助となれば幸いです。

令和5年8月

茨城県知事 大井川 和彦

# 目次

## 第1部 総説

環境保全への取り組みの経緯	1
第1 環境関係の主な条例・計画等	1
第2 地球温暖化対策の推進	6
第3 地域環境保全対策の推進	6
第4 湖沼環境保全対策の推進	8
第5 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進	9
第6 生物多様性の保全と持続可能な利用	10

## 第2部 環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して令和4年度に講じた施策及び令和5年度に講じようとする施策

第1章 地球温暖化対策の推進	11
第1節 地球温暖化の防止	11
第1 地球温暖化の現状	11
第2 地球温暖化防止に関する施策	14
第3 今後の取り組み	17
第2節 再生可能エネルギーの利用と導入促進	18
第1 エネルギーの現状	18
第2 エネルギーに関する施策	18
第3 今後の取り組み	19
第2章 地域環境保全対策の推進	20
第1節 大気環境の保全	20
第1 大気環境の現状	20
第2 大気環境保全に関する施策	25
第3 大気環境保全に関する今後の取り組み	29
第4 騒音・振動対策	30
第5 悪臭対策	33
第6 酸性雨対策	34
第2節 水環境の保全	35
第1 水環境の現状	35
第2 水環境保全に関する施策	38
第3 今後の取り組み	43
第3節 土壌・地盤環境の保全	44
第1 土壌・地盤環境の現状	44
第2 土壌・地盤環境保全に関する施策	45

第3	今後の取り組み	47
第4節	化学物質の環境リスク対策	48
第1	化学物質の環境リスクの現状	48
第2	化学物質環境リスク対策	50
第3	今後の取り組み	53
第5節	放射性物質による環境汚染対策	54
第1	放射性物質による環境汚染の現状	54
第2	放射性物質による環境汚染対策のための施策	55
第3	今後の取り組み	56
第3章	湖沼環境保全対策の推進	57
第1節	霞ヶ浦の総合的な水質保全対策	57
第1	霞ヶ浦の現状	57
第2	霞ヶ浦の水質保全に関する総合的な施策	59
第3	今後の取り組み	62
第2節	涸沼の水質保全対策	63
第1	涸沼の現状	63
第2	涸沼の水質保全に関する施策	64
第3	今後の取り組み	64
第3節	牛久沼の水質保全対策	65
第1	牛久沼の現状	65
第2	牛久沼の水質保全に関する施策	66
第3	今後の取り組み	66
第4章	資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進	67
第1節	3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進	67
第1	廃棄物処理の現状	67
第2	3Rに関する施策	68
第3	今後の取り組み	70
第2節	廃棄物の適正処理	71
第1	廃棄物処理の現状	71
第2	廃棄物の適正処理に関する施策	74
第3	今後の取り組み	77
第3節	不法投棄対策等	78
第1	不法投棄等の現状	78
第2	不法投棄対策	79
第3	今後の取り組み	80

第5章 生物多様性の保全と持続可能な利用	81
第1節 生物の多様性の保全	81
第1 野生生物の現状	81
第2 生物の多様性の確保に関する施策	81
第3 今後の取り組み	83
第2節 自然公園等の保護と利用	84
第1 自然公園等の現状	84
第2 自然公園等の保護と利用に関する施策	84
第3 今後の取り組み	86
第3節 森林・農地の保全	87
第1 森林・農地の現状	87
第2 森林・農地の保全に関する施策	87
第3 今後の取り組み	90
第4節 河川等水辺環境の保全と活用	91
第1 河川等水辺環境の保全と活用に関する施策	91
第2 今後の取り組み	91
第6章 快適で住みよい環境の保全と創出	92
第1節 都市地域の緑の保全と快適な生活環境の創出	92
第1 都市地域の緑の保全と快適な生活環境の創出に関する施策	92
第2 今後の取り組み	93
第2節 歴史的環境・自然景観の保全と活用	94
第1 歴史的環境・自然景観の保全と活用に関する施策	94
第2 今後の取り組み	94
第3節 自然災害への対応	95
第1 自然災害等への対応	95
第2 今後の取り組み	97
第7章 各主体が学び協働することによる環境保全活動の推進	98
第1節 環境教育・環境学習等の推進	98
第1 環境教育・環境学習等の推進に関する施策	98
第2 今後の取り組み	98
第2節 各主体の環境保全活動と協働取組の促進	99
第1 各主体の環境保全活動と協働取組の促進に関する施策	99
第2 今後の取り組み	100
第3節 国際的な視点での環境保全活動の促進	101
第1 国際的な視点での環境保全活動の促進に関する施策	101
第2 今後の取り組み	101

第8章 環境の保全と創造のための基本的施策の推進	102
第1節 環境情報の収集・管理・提供	102
第1 環境情報の収集・管理・提供の状況	102
第2 今後の取り組み	102
第2節 グリーン・イノベーションの推進	103
第1 グリーン・イノベーションの推進	103
第2 グリーン・イノベーション推進のための施策	103
第3 今後の取り組み	104
第3節 総合的な環境保全対策の推進	105
第1 総合的な環境保全対策の推進に関する施策	105
第2 今後の取り組み	109
◇ 森林湖沼環境税活用事業の実施状況について	110
◇ 森林湖沼環境税活用事業の第4期5か年事業計画	114

### 第3部 環境指標

環境指標	115
------	-----





# 環境白書

## 第1部

### 総説





# 環境保全への取り組みの経緯

## 第1 環境関係の主な条例・計画等

### 1 環境関係の主な法令及び条例・規則等

地球温暖化の進行や廃棄物の問題、湖沼・河川の水質汚濁など、今日の環境問題は、私たちが豊かで快適な生活を追求し環境に負荷を与えてきたことが原因となっています。このように地球規模の問題から生活に身近な問題まで複雑多様化している環境問題の解決のためには、行政や企業、団体のみならず県民一人ひとりがそれぞれの立場で主体的な取り組みを重ねていくことが重要です。

そのため、県では、条例により複雑化する環境問題への対応を図っています。

主要な条例については(1)～(4)、その他の環境関係の法及び条例・規則については、図表1-1に示します。

#### (1) 環境基本条例

平成8年6月に「環境基本条例」を制定し、現在から将来にわたる環境の恵沢の享受と維持、環境への負荷の少ない社会の構築、県民の総参加による行動、地球環境保全の推進を基本理念として掲げるとともに、県民、事業者、市町村及び県の役割、県の環境施策の基本的な枠組みを明らかにしています。

#### (2) 生活環境の保全等に関する条例

近年の環境問題が、かつての公害型のものから、都市部の自動車排出ガスによる大気汚染や生活排水による河川の汚れなどの都市・生活型の課題に加え、化学物質による環境汚染など広範囲にわたってきたことから、「公害防止条例」を平成17年3月に全部改正し、「生活環境の保全等に関する条例」を制定する

とともに、法律に基づき基準を定める「大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例」及び「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」を分離し、分かりやすい条例体系としました。

#### (3) 霞ヶ浦水質保全条例

平成19年3月に工場等に対する規制を中心とした「霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例」を「霞ヶ浦水質保全条例」に全面改正し、例外なき汚濁負荷削減を図るため、小規模な事業場への排水規制の適用、生活排水対策、農業・畜産業等が行う水質保全対策の徹底等を新たに規定しました。

さらに、平成31年3月に小規模事業所を対象に、排水基準を遵守させ霞ヶ浦に流入する汚濁負荷量を削減するため一部改正を行いました(令和3年4月施行)。

#### (4) 廃棄物の処理の適正化に関する条例

首都圏から排出される廃棄物が県内に不法投棄される事案が後を絶たない状況にあることや、首都圏の家屋解体業者等が自社処理と称して廃棄物処理法の許可対象とならない小型廃棄物焼却炉を設置する事例が増加している状況にあることなどから、平成19年3月に「廃棄物の処理の適正化に関する条例」を公布(平成19年10月施行)し、廃棄物処理法の許可対象とならない小規模な廃棄物処理施設への規制強化、不法投棄などの不適正処理を防止するための自社マニフェストの導入、施設設置に当たっての事前協議の義務づけなど、必要な措置を講じていることとしています。

図表 1-1 主な環境関係の法及び条例・規則等

事項		国(法)	茨城県(条例・規則等)
環境一般		<ul style="list-style-type: none"> <li>環境基本法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境基本条例</li> </ul>
典型七公害	大気汚染防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気汚染防止法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例</li> <li>生活環境の保全等に関する条例</li> <li>生活環境の保全等に関する条例施行規則</li> </ul>
	水質汚濁防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>水質汚濁防止法</li> <li>湖沼水質保全特別措置法</li> <li>下水道法</li> <li>浄化槽法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例</li> <li>生活環境の保全等に関する条例</li> <li>生活環境の保全等に関する条例施行規則</li> <li>霞ヶ浦水質保全条例</li> <li>霞ヶ浦水質保全条例施行規則</li> <li>湖沼水質保全特別措置法の規定に基づき指定施設等の構造及び使用の方法に関する基準を定める条例</li> </ul>

事項		国（法）	茨城県（条例・規則等）
典型 七公害	土壌汚染 対 策	<ul style="list-style-type: none"> <li>土壌汚染対策法</li> <li>農用地の土壌の汚染防止等に関する法律</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活環境の保全等に関する条例</li> <li>生活環境の保全等に関する条例施行規則</li> </ul>
	騒音規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音規制法</li> <li>道路交通法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活環境の保全等に関する条例</li> <li>生活環境の保全等に関する条例施行規則</li> </ul>
	振動規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>振動規制法</li> <li>道路交通法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活環境の保全等に関する条例</li> <li>生活環境の保全等に関する条例施行規則</li> </ul>
	地盤沈下 対 策	<ul style="list-style-type: none"> <li>工業用水法</li> <li>建築物用地下水の採取の規制に関する法律</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活環境の保全等に関する条例</li> <li>生活環境の保全等に関する条例施行規則</li> <li>地下水の採取の適正化に関する条例</li> <li>地下水の採取の適正化に関する条例施行規則</li> </ul>
	悪臭防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>悪臭防止法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活環境の保全等に関する条例</li> <li>生活環境の保全等に関する条例施行規則</li> </ul>
	公害防止 組 織	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定工場における公害防止組織の整備に関する法律</li> </ul>	
	紛争処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>公害紛争処理法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公害紛争処理条例</li> </ul>
循環型 社 会	廃棄物の 発 生 抑 制、再利 用・再資 源化の促 進	<ul style="list-style-type: none"> <li>循環型社会形成推進基本法</li> <li>資源の有効な利用の促進に関する法律</li> <li>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律</li> <li>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律</li> <li>食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律</li> <li>特定家庭用機器再商品化法</li> <li>家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律</li> <li>使用済自動車の再資源化等に関する法律</li> <li>使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律</li> <li>食品ロスの削減の推進に関する法律</li> <li>プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地球環境保全行動条例</li> <li>地球環境保全行動条例施行規則</li> </ul>
	廃棄物等 の適正処 理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物の処理の適正化に関する条例</li> <li>廃棄物の処理の適正化に関する条例施行規則</li> <li>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則</li> <li>廃棄物処理要項</li> <li>廃棄物処理施設の設置等に係る事前審査要領</li> <li>県外から搬入する産業廃棄物の処理に係る事前協議実施要項</li> </ul>

事項	国（法）	茨城県（条例・規則等）
地球環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化対策の推進に関する法律</li> <li>気候変動適応法</li> <li>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーの転換等に関する法律</li> <li>新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法</li> <li>特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律</li> <li>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律</li> <li>特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律</li> <li>国等における温室効果ガス等の排出削減に配慮した契約の推進に関する法律</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地球環境保全行動条例</li> <li>地球環境保全行動条例施行規則</li> </ul>
自然保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境保全法</li> <li>自然公園法</li> <li>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</li> <li>絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律</li> <li>特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律</li> <li>生物多様性基本法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境保全条例</li> <li>自然環境保全条例施行規則</li> <li>県立自然公園条例</li> <li>県立自然公園条例施行規則</li> <li>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等に基づき指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例</li> <li>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則</li> <li>イノシシ等野生鳥獣による被害の防止対策に関する条例</li> </ul>
環境影響評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境影響評価法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境影響評価条例</li> <li>環境影響評価条例施行規則</li> </ul>
化学物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律</li> <li>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律</li> <li>ダイオキシン類対策特別措置法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活環境の保全等に関する条例</li> <li>生活環境の保全等に関する条例施行規則</li> <li>化学物質適正管理指針</li> </ul>

## 2 環境保全に関する計画の体系

本県では、平成9年に「環境基本条例」第9条に基づき、環境の保全と創造に関する施策を長期的視点に立ち、総合的かつ計画的に推進するために「環境基本計画」を策定しました。

その後、平成15年に地球温暖化対策の推進や循環型社会の形成など、環境をめぐる社会情勢の変化により同計画を見直し、平成25年には東日本大震災を契機とした再生可能エネルギーの

普及等の状況を踏まえ「第3次環境基本計画」を策定しました。

さらに、令和5年には、世界的な脱炭素の流れを踏まえ「第4次環境基本計画」を策定し、取組を進めることとしました。

環境基本計画の概要・施策体系は、以下のとおりです。

**計画の背景**

- 環境基本条例第9条に基づき、同条例の基本理念の実現に向けて、環境の保全と創造のための施策を長期的視点に立ち、総合的かつ計画的に推進。
- 長期的な目標、施策の大綱、施策の推進方策等を明らかにするもの。

**計画の期間**

令和5年度（2023年度）を初年度として今後概ね10年間

**環境の将来像**

「豊かで魅力ある自然が守られ、持続可能で環境と調和した社会」

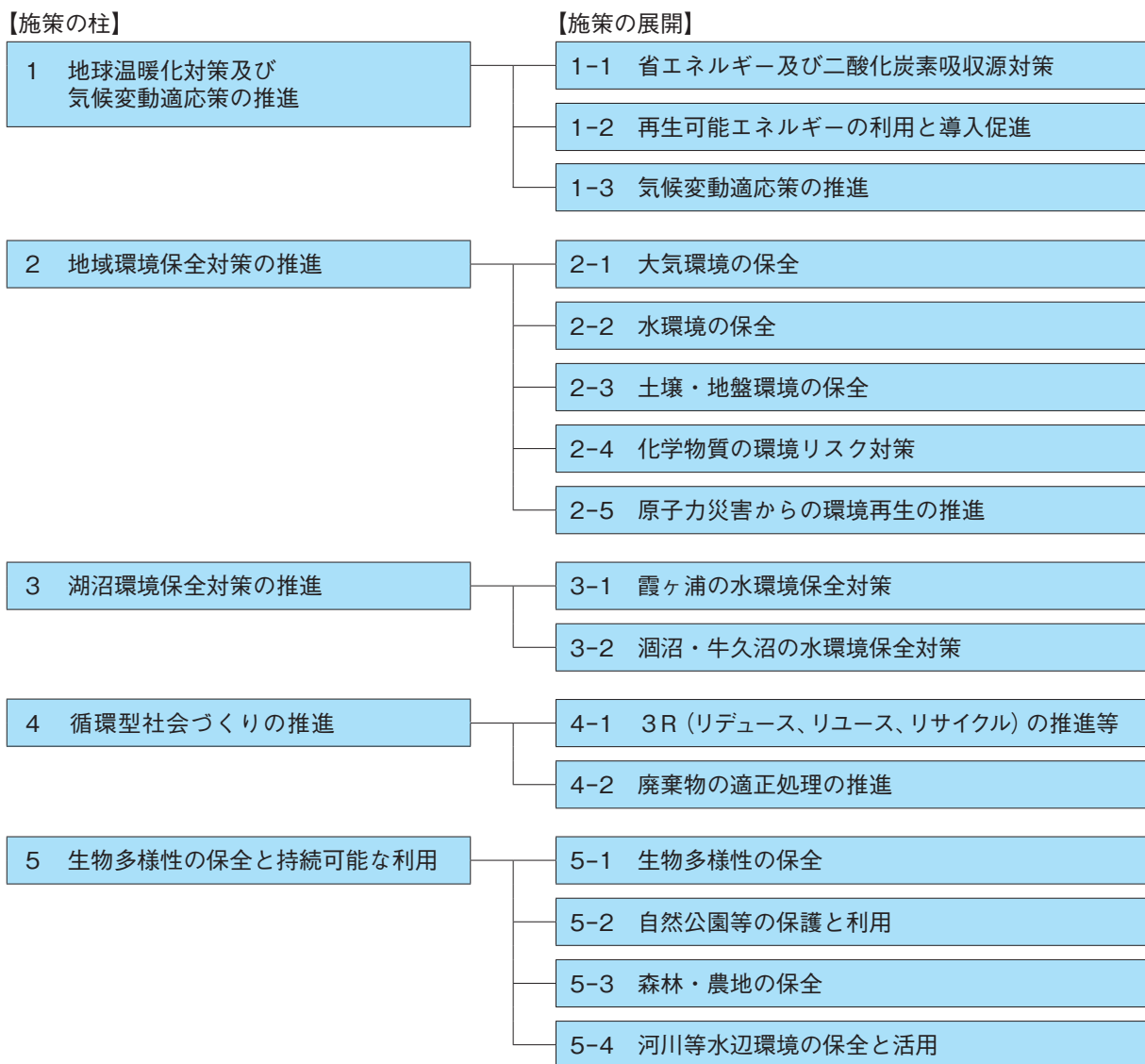
**計画の基本目標**

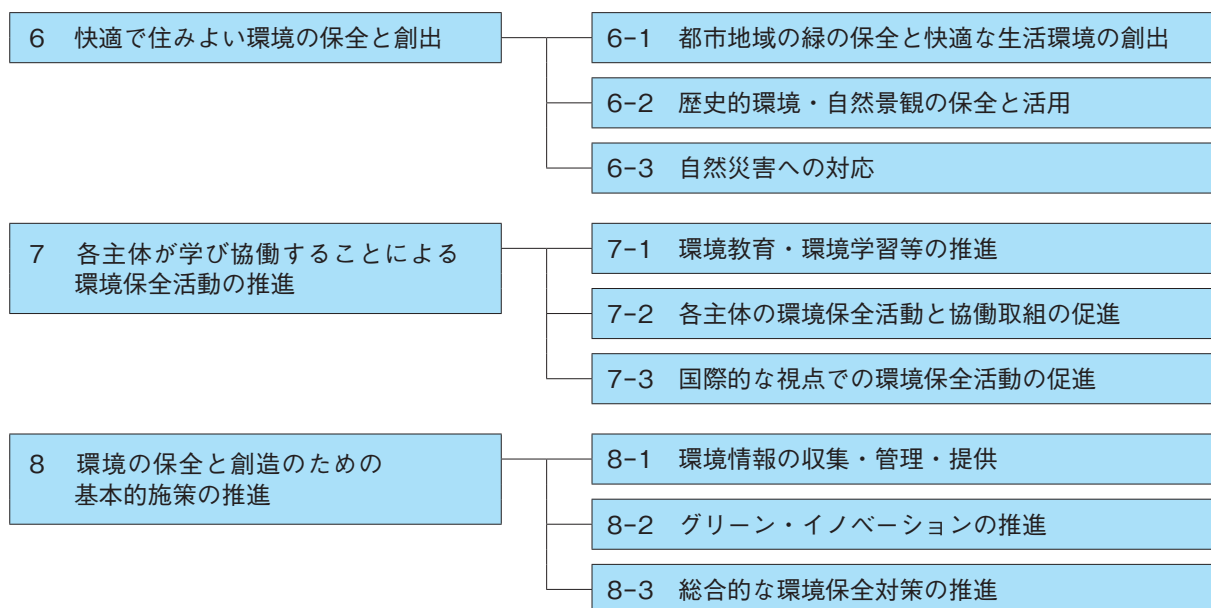
- 脱炭素社会の実現
- 循環型社会の実現
- 自然と共生する社会の実現
- 霞ヶ浦などの湖沼環境の保全と共生
- 身近な地域環境の保全

**計画の特徴**

- 計画の適切な進行管理を行うために「環境指標」を定め、それぞれの目標を設定。
- 施策ごとに関連する主なSDGsのロゴを示し、視覚的にわかりやすく表示。

図表 1-2





## 第2 地球温暖化対策の推進

地球温暖化は地球全体の環境に深刻な影響を及ぼし、人間の生活により排出される\*温室効果ガスが主要な原因である可能性が極めて高いことから、あらゆる主体が一体となって地球温暖化対策に取り組むことが重要です。

### 1 国際的な取り組み

2015年にパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（\*COP21）において、2020年以降の地球温暖化対策の新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択され、世界共通の長期目標として、産業革命以前からの気温上昇を2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑えること、すべての国が削減目標を5年ごとに更新すること、各国が適応計画プロセスや行動を実施することなどが合意されました。

さらに、2021年11月に英国のグラスゴーで開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（\*COP26）において、パリ協定の1.5℃努力目標達成に向け、今世紀半ばのカーボン・ニュートラルや、その経過点である2030年に向けて野心的な気候変動対策を締約国に求めました。

### 2 国の取り組み

2016年5月には、COP21で採択されたパリ協定を踏まえ、削減目標の達成に向けて取り組むべき対策等を定めた「地球温暖化対策計画」が策定され、国としての地球温暖化対策が総合的かつ計画的に推進されています。

また、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和」とともに、気候変動による影響に対して「適応」を進めることが求められており、2015年11月に、気候変動による様々な影響に適応する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、「気候変動の影響への適応計画」が策定されるとともに、

2018年6月には、多岐に渡る適応策の効果的な推進や地域での適応の強化を図るため、「気候変動適応法」が成立され、12月に施行されました。

さらに、2020年10月、国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわちカーボンニュートラルを目指すことを宣言し、2021年5月には、地球温暖化対策推進法を改正し、法の基本理念に「2050年脱炭素社会の実現」を明記するとともに、2021年10月に「地球温暖化対策計画」を改定しました。

### 3 本県の取り組み

本県においては、ローカルアジェンダ21として平成5年から「ごみ減量化行動計画」、「地球温暖化防止行動計画」、「緑のいばらき推進計画」、「地境保全行動条例」を順次策定・制定してきました。また、平成10年には、県自らが率先して環境に配慮した行動を実践するために「環境保全率先実行計画」を策定し、現在は第6期計画により、温室効果ガスの排出抑制など環境に配慮した取り組みの一層の推進に努めています。

平成18年2月には、「京都議定書目標達成計画」を踏まえ、「地球温暖化防止行動計画」を改定し、平成23年4月には、新たに「茨城県地球温暖化対策実行計画」を策定して、県民総ぐるみによる地球温暖化対策を推進してきました。

さらに、国が2021年10月に「地球温暖化対策計画」を改定して、温室効果ガス削減目標を大きく引き上げたことなどから、令和5年3月に「茨城県地球温暖化対策実行計画」を改定し、新たに「カーボンニュートラル実現への挑戦」を基本方針に掲げ、国と同等の削減目標に取り組むこととしました。

## 第3 地域環境保全対策の推進

### 1 大気環境の保全

大気環境を悪化させる要因として、工場・事業場から排出されるばい煙や粉じん、自動車の排出ガスなどが挙げられます。

主な大気汚染物質である二酸化いおう、二酸化窒素、\*浮遊粒子状物質、\*一酸化炭素、\*光化学オキシダント等の11物質については、「環境基本法」等に基づき、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（環境基準）が

定められています。

光化学オキシダントの環境基準が未達成であることから、その原因とされている揮発性有機化合物や自動車排出ガスの規制強化がなされています。

### 2 騒音・振動対策

騒音・振動は直接人間の感覚を刺激するため、感覚公害と呼ばれ、人体に対して感覚的、心理的影響を与えることが多いことから、生活



環境を保全するうえで重要な問題となっています。

騒音は、※典型7公害の中で大気汚染に次いで苦情が多く、発生原因は、工場・事業場、建設作業の騒音が依然として大きな比重を占めています。

振動は、騒音を伴うことが多く、発生原因は、工場・事業場、建設作業、自動車等の交通機関に起因するものが多くあります。

### 3 悪臭対策

悪臭は、人の嗅覚により直接感じられるうえ、発生源が比較的身近にあることが多く、主な発生原因は、野外焼却や農業・畜産業に関するものとなっています。

### 4 アスベスト対策

天然の鉱物繊維であるアスベスト（石綿）は、熱、摩擦、酸やアルカリにも強く丈夫で変形しにくいいため、建築材料をはじめ、様々な製品に使用されてきました。

一方、その繊維は極めて細く、軽いため飛散しやすく、人が吸入すると肺がんや悪性中皮腫などの原因となることから、アスベスト製品の製造・使用が禁止されているほか、過去にアスベスト含有建築材料が使用された建築物の解体・更新時には、「労働安全衛生法」、「大気汚染防止法」などにより飛散防止措置が義務付けられています。

また、石綿による健康被害の迅速な救済を図るため、「石綿による健康被害の救済に関する法律」が平成18年3月27日に施行されています。

### 5 水環境の保全

河川の水質については、一部の河川では依然として改善が十分ではないため、工場・事業場に対し、排出水の適正処理等の指導を行うとともに、生活排水対策として、下水道の整備等を推進しています。

また、湖沼については霞ヶ浦（北浦、常陸利根川を含む。以下同じ。）水質保全計画を策定するなどし、総合的な浄化対策を推進しています。

## 6 土壌・地盤環境の保全

鉱山等の影響による農用地の土壌汚染に対応するため、昭和45年12月に「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」が制定されました。

また、工場跡地の再開発等に伴って、重金属類や揮発性有機化合物等の土壌汚染や地下水汚染が発見されるケースがあったため、平成15年2月に「土壌汚染対策法」が施行され、工場廃止等における土壌汚染の状況の把握や、土壌汚染の拡大防止等に関する土地所有者等が講ずべき措置等について、法的整備が行われました。

地盤環境においては、各種産業の発展、生活水準の向上等に伴い水需要が増大し、また深井戸さく井技術が発達したこともあり、さらに、森林、水田等の減少や、都市化等の不浸透域の拡大も相まって地盤沈下が生じています。

本県の地盤沈下は、利根川の旧河道の沖積層を中心に県南・県西地域で続いています。また、「地下水の採取の適正化に関する条例」などの揚水の規制、指導により、地盤沈下防止対策を推進しています。

## 7 化学物質環境リスク対策

化学物質は、その利便性や科学技術の高度化により多種多様なものが生産され、工場・事業場等から日常生活まで、広く使用・消費・貯蔵・廃棄されています。これらの化学物質の中には、自然環境中で分解しにくいばかりか、生物の体内に蓄積されやすく、人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれのあるものもあります。これまで、※ダイオキシン類による人の健康への影響や、内分泌攪乱化学物質、いわゆる※環境ホルモンの影響によると思われる野生生物の生殖異常の報告などが社会的に問題となるなど化学物質に対する県民の関心は高くなっています。

このような化学物質について、大気や水、土壌といった環境中の存在、人や生態系への影響などの実態把握に努めるとともに、低減（管理）対策を進めています。

## 第4 湖沼環境保全対策の推進

### 1 霞ヶ浦の概況

霞ヶ浦は、県南東部に位置し、湖面積220 km<sup>2</sup>、流域面積2,157 km<sup>2</sup>に及ぶ我が国第2位の大きさの湖であり、大小56の河川・水路が流入しています。最大水深約7 m、平均水深約4 mと非常に浅いため水質汚濁が進行しやすく、昭和40年代半ば以降、流域人口の増加や社会経済活動の進展に伴い\*富栄養化による水質汚濁が進行し、利水や環境保全の面で様々な障害をもたらしてきました。霞ヶ浦の富栄養化を防止し、環境保全を図るため、昭和57年に「霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例」を施行し、同時に「霞ヶ浦富栄養化防止基本計画」を策定して、窒素・リンの流入の削減に努めてきました。

昭和60年12月には「湖沼水質保全特別措置法」に基づき霞ヶ浦が指定湖沼として指定され、昭和62年3月から7期35年にわたり「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」に基づき、様々な施策を進めてきました。さらに、平成19年3月には、「霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例」を「霞ヶ浦水質保全条例」として全面的に改正のうえ、平成19年10月より施行し、各種汚濁源に対する規制等の措置を規定しました。霞ヶ浦の水質保全に向けた各施策は、第8期霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（令和4年3月策定）に基づき、総合的かつ計画的に推進しています。

### 2 涸沼の概況

涸沼は、銚田市、茨城町及び大洗町の1市2町にまたがり、霞ヶ浦に次ぐ面積（9.36 km<sup>2</sup>）を有し、那珂川の河口から涸沼川の下流部を通じて潮汐の影響を受け、平水時に約0.3 mの水位変動がみられる汽水湖です。主な流域河川は、涸沼川、涸沼前川、寛政川、大谷川、石川川で、流域面積は約466 km<sup>2</sup>です。最大水深約7 m、平均水深約2 mと浅く、流域面積に比べて湖容積2千万m<sup>3</sup>と小さいので、流域の影響を受け易い湖と考えられます。

利水については、釣りや観光等のレクリエーションの場やヤマトシジミ等の漁場に利用されています。涸沼の水質保全に向けた各施策は、涸沼水質保全の対応方針（令和3年3月策定）に基づき、総合的かつ計画的に推進しています。

### 3 牛久沼の概況

牛久沼は県南部の龍ヶ崎市西部に位置し、古くから農業用水の水源として利用され、面積6.52 km<sup>2</sup>、最大水深約3 m、平均水深約1 mと浅く、湖容積650万m<sup>3</sup>と小さい湖沼です。また、牛久沼には、谷田川、西谷田川など3河川が流入しています。流域は4市（龍ヶ崎市、牛久市、つくば市、つくばみらい市）にまたがり、近年、つくばエクスプレスの沿線開発など都市化の進展などに伴い、人口の増加が見込まれます。利水については、農業用水に加え、レクリエーションや親水の場として周辺の公園整備等が進んでいます。牛久沼の水質保全に向けた各施策は、牛久沼水質保全の対応方針（令和5年3月策定）に基づき、総合的かつ計画的に推進しています。

### 4 森林湖沼環境税活用事業の実施

霞ヶ浦をはじめとする湖沼・河川の水質保全のため、平成20年度から森林湖沼環境税を導入し、下水道等への接続率向上対策や高度処理型浄化槽の設置促進対策などの生活排水対策、良質堆肥の広域流通等の農地・畜産対策、水環境保全に関する県民意識の醸成のため小中学生等を対象とした霞ヶ浦湖上体験スクール、\*アオコ対策など、様々な事業を実施しています。

課税期間については令和4年度から5年間延長しました。

## 第5 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進

戦後、日本では、経済発展や都市部への人口集中を背景として、河川等への廃棄物の投棄などにより、伝染病や害虫の発生などの公衆衛生の問題が生じていました。このため、1954年（昭和29年）に「清掃法」が定められ、従来の市町村がごみの収集運搬・処分を行うしくみに加え、市町村の廃棄物処理に対する住民の協力義務が規定され、問題解決を図ることとしました。

その後、高度経済成長に伴う消費行動の変化や生産活動の活発化により、大量生産・大量廃棄の経済構造へと変化したことにより、廃棄物の著しい増加を招き、その結果、公害問題に発展した事案への対応や、事業活動に伴う多量の廃棄物について、市町村での処理が困難になるなど、生活環境上の問題が生じました。

このため、1970年（昭和45年）に廃棄物処理法が制定され、廃棄物を「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分し、事業者責任において産業廃棄物を処理することなど、現在の廃棄物処理の基本ルールが定められました。

1980年代後半になると、バブル経済により、消費や生産活動がますます活発となり、廃棄物の量は増え続けるとともに、生活様式の変化に伴って廃棄物の種類や性状も多様化する一方、その処理を担う最終処分場については、環境汚染を懸念する住民側との紛争が頻発し、残余容量がひっ迫するといった問題が生じました。また、大規模かつ悪質な不法投棄事案の発生や、ダイオキシン類対策などの新たな課題も生じたため、廃棄物の適正な処理を確保しつつ、廃棄物の発生をできるだけ抑制し、環境への負荷を低減することが求められるようになりました。

こうした中、2000年（平成12年）には、「循環型社会形成推進基本法」が施行され、廃棄物の発生抑制と循環利用により資源の消費を抑え、環境負荷の低減や天然資源の利用量を減らす「循環型社会」の実現を目指すこととなり、容器包装や廃家電をはじめとして、順次、リサイクル関係法令が制定され、我が国における資源循環システムの基盤づくりが進められまし

た。

しかし、国際社会に目を向ければ、世界的な人口増加や新興国の経済発展等により、今後さらに、資源制約の強まりや食料需給のひっ迫が懸念されているほか、地球温暖化や海洋プラスチックごみなど、世界規模での環境問題が生じています。

国際社会では、国連が2015年（平成27年）に、150を超える加盟国首脳が参加して「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択しました。17の目標と169のターゲットから成るSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向け、環境、経済、社会の諸問題の同時解決を目指し、世界が大きく舵を切りました。

一方、足下の状況をみれば、廃棄物処理を取り巻く問題として、地域人口の減少により、ごみ処理の効率性を高めていく必要があることや、産業廃棄物最終処分場の安定的な確保、ゲリラ的な産業廃棄物の不法投棄事案への対策、激甚化する自然災害への対応力の強化などが生じており、県民の快適で安全・安心な生活が脅かされる状況が生じています。

こうした直面する問題の解決を図るとともに、SDGsを意識した県民等の行動を活発化していくためには、これまで以上に、県民や事業者、行政、廃棄物処理業者等の各主体が目標の共有や連携を図りながら、それぞれの立場における廃棄物の3R（リユース、リデュース、リサイクル）や適正処理の取組を推進し、サステナブル（Sustainable、持続可能）な社会の実現を目指していく必要があります。

県としては、令和3年3月に策定した「第5次茨城県廃棄物処理計画」に基づき、持続可能な循環型社会の形成を基本理念として、これまで以上に各主体との連携強化を図りつつ、県民や事業者等による3Rや廃棄物の適正処理を推進するとともに、不法投棄の撲滅に向けた監視体制等の強化や新たな産業廃棄物最終処分場の整備を着実に進めることにより、その実現に向けて取り組んでいます。

## 第6 ※生物多様性の保全と持続可能な利用

本県の優れた自然の風景地の保護を図るとともに、快適な利用施設を整備して県民の保健・休養及び教化を図ることを目的とした自然公園については、自然的、社会的条件等の変化に鑑み、必要に応じて公園計画の見直しを進め、適正な保護管理と利用を促すため施設の整備を行ってきました。

昭和48年には、「自然環境保全法」の制定を受けて、「茨城県自然環境保全条例」を施行し、それに基づき、茨城県自然環境保全審議会が設置されました。同年、本県における自然環境の保全に対する基本的な考え方や保全の実施に関する基本的事項を定めた「茨城県自然環境保全基本方針」を公表しました。また、「茨城県自然環境保全条例」に基づき、優れた天然林が占める地域等を自然環境保全地域として、また市街地周辺の地域と一体となって良好な自然環境を形成している地域を緑地環境保全地域として指定を進めています。自然公園や保全地域では、国定公園管理員や茨城県立自然公園指導員、茨城県自然保護指導員を委嘱して、地域内の巡視や利用者に対する規制や案内などを行っています。

鳥獣保護管理対策については、「鳥獣の保護

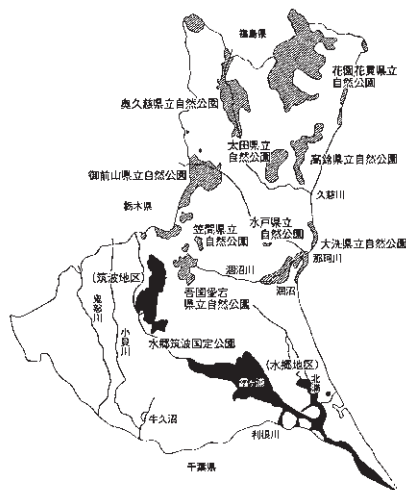
及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」、「鳥獣保護管理事業計画」(5か年)に基づき、野生鳥獣の保護管理を図るとともに、鳥獣と人間との共生を図るため鳥獣保護区等を指定しています。

希少野生生物の保護を図るため、本県に生息・生育する絶滅のおそれのある野生動植物について、平成8年度及び平成11年度に県版レッドデータブックを作成し、植物編については平成24年度、動物編については平成27年度に改訂を行うとともに、令和元年度には、蘚苔類・藻類・地衣類・菌類編を刊行しました。

また、平成15年度には、希少野生動植物の保護のあり方について基本的な考え方等を示した「茨城県希少動植物保護指針」を策定しました。

平成9年度には平地林をはじめとする緑の保全と活用を総合的に推進するため、「ふるさと茨城の森(平地林等)保全活用基本方針」を策定しました。

平成20年度には、森林湖沼環境税を導入して県民共有の財産である森林を良好な状態で次世代に引き継ぐため、森林の保全・整備など、健全な森林づくりに取り組んでいます。



自然公園名称	公園面積 (ha)	特別地域面積 (ha)
水郷筑波国定公園	31,801	31,019
水戸県立自然公園	300	0
大洗県立自然公園	2,543	1,116
太田県立自然公園	2,784	878
花園花貫県立自然公園	24,826	2,656
奥久慈県立自然公園	10,410	2,321
御前山県立自然公園	7,380	1,593
笠間県立自然公園	3,969	629
吾国愛宕県立自然公園	3,835	674
高鈴県立自然公園	3,048	3,048
合計	90,896	43,934

図表 1-3 県内の国定公園、県立自然公園の面積・位置